

税制調査会会長 中里 実 様  
法人課税DG座長 大田 弘子 様

特別委員 石井 隆一  
(富山県知事)

## 地方法人課税のあり方等に関する意見

第6回法人課税ディスカッショングループを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べさせていただきます。

### 記

#### 1 法人実効税率を引き下げの場合の代替措置について

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日 経済財政諮問会議）」においては、今後10年の名目GDP成長率を3%程度と見込んでもなお国と地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされています。
- さらに、今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念されます。
- このため、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきです。
- 代替措置については幅広く検討すべきですが、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難で、現実的な措置ではないと考えます。  
代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税込中立」を優先すべきです。

#### 2 外形標準課税の拡大について

- 法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものです。

○ 法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものです。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討する必要があると考えます。

○ なお、諸外国では外形標準課税を廃止しているのではないかとの意見については、イタリア、フランス等では、現在でも付加価値に対する課税として、地方税に外形標準課税を導入しているところではあります。

○ 付加価値割による外形標準課税の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼし、政府の進める経済政策に反するとの意見がありますが、

- ・ 法人が単純に給与を削減しても、その分単年度損益が増えるだけで、結果として課税標準である付加価値額は変化しないこと

- ・ 付加価値額は「雇用安定控除」の仕組みにより、同じ売上ならば雇用や給与水準が大きい方がむしろ税負担が抑制されること

などから、付加価値割による外形標準課税の拡大は、経済成長とその成果を賃金に反映させる政府の経済対策の考え方に沿ったものであると考えます。

○ また、中小法人（資本金 1 億円以下）への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要があります。

○ こうしたことから、応益性の強化、税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている資本金 1 億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検討する必要があると考えます。

### 3 法人事業税等の損金算入について

○ 法人が納付する租税公課は、国税・地方税を問わず企業会計上は一般に費用として経理されるものであり、法人税法上は法人税、法人住民税等の一部の税目についてのみ、限定的に損金算入を否定しています。

○ 法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものです。

○ また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値

に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されています。

- 法人実効税率引下げの代替財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されていますが、応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、その取扱いについては慎重に検討する必要があると考えます。